

佐世保市監査委員公表第5号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和8年3月5日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔  
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦  
佐世保市監査委員 井 上 友 子



行政経営改革部 分

総務部 分

基地政策局 分

# 監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 基地政策局

3 監査の期間 令和8年1月15日（木）～令和8年2月25日（水）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和7年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、支出事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重要な点において、監査の対象となった事務は法令等に適合し、正確に行われていた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】(改善を要する事項)

1. 支出事務

- ① 旅費(概算払)において、佐世保市財務規則第118条第2項で「概算払を受けた者は、その用件終了後7日以内に精算書により…会計管理者に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れているものがあった。
  
- ② 食糧費(資金前渡)において、佐世保市財務規則第110条第2項第2号で「…前渡金にあつては、その用件終了後7日以内に前渡金精算書を作成し、その支払いを証する書類を添付して…会計管理者に提出すること。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れているものがあった。

規則を認識し、適正な事務処理を行われたい。